

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則及び指針の一部 改正（案）の概要

1 改正の趣旨

令和5年度に行った条例見直しに伴い、化学物質対策に関する報告制度の手続きの合理化等を図るため、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）を改正する議案が、神奈川県議会令和6年第3回定例会において可決された。（令和6年10月22日公布予定）

この条例改正に伴う手続きの合理化への対応等、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）及び条例の規定に基づく指針について、所要の改正を行う。

2 改正の概要

(1) 規則

ア 指定事業所に係る規定関係

(7) 指定施設の変更に係る手続きの明確化

指定施設の種類及びその種類ごとの数に変更前と同等以下となる変更について、事後届出の対象とするよう改正を行う。

(4) 代表者等変更時の添付書類の合理化

指定事業所の設置許可を受けた法人の氏名等に係る変更届出書の添付書類について、登記事項証明書等以外でも、変更の内容がわかる書類であれば有効とするよう改正を行う。

(9) 指定事業所の設置及び地下水採取の許可を受けた者に係る氏名等変更手続きの合理化

指定事業所の設置許可を受け、かつ地下水採取の許可を受けた者については、氏名等の変更に係る届出を1本化できるよう改正を行う。

イ 化学物質対策に係る規定関係

(7) 化学物質管理目標報告制度の変更に伴う所要の改正

条例改正により、条例第42条第1項及び第2項による報告事項から、化学物質管理目標及びその達成状況を削除したことに伴い、規則で定める報告事項について、第一種指定化学物質の名称、取扱量、用途と規定する改正を行う。

(4) 化学物質管理計画書の提出期限の明確化

条例改正により、条例第42条の4に基づいて、化学物質の環境中への漏えい等防止対策を定めた化学物質管理計画書（以下「管理計画書」という。）の作成、提出を義務付けたことに伴い、管理計画書の提出期限を第一種指定化学物質取扱事業者となった年度の9月30日までと規

定する改正を行う。

ウ その他

(7) 事故時における物質の追加

条例第 113 条に基づき規則で定める事故時における物質について、大気の汚染及び悪臭に係る物質として弗素が、水質の汚濁に係る物質としてアニリン、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びその塩、ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) 及びその塩並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩が含まれるよう改正を行う。

(4) 環境汚染の原因物質の追加等

条例第 113 条の 3 に基づき規則で定める環境汚染原因物質の大気に係る項目について、次のとおり改正を行う。

a 物質の追加

別表第 17 の 1 の (1) の表に次のように加える。

物質	基準値	測定方法
塩化メチル	1 年平均値が 94 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	キャニスターにより採取した試料を液体窒素で冷却及び濃縮し、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有する方法
アセトアルデヒド	1 年平均値が 120 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	固相に捕集した試料を高速液体クロマトグラフ、ガスクロマトグラフ、ガスクロマトグラフ質量分析計若しくは高速液体クロマトグラフ質量分析計により測定する方法、溶液に吸収した試料を高速液体クロマトグラフにより測定する方法又はこれと同等以上の性能を有する方法

b 測定方法の明確化

別表第 17 の 1 の (1) の表の左欄に掲げる物質 1, 3-ブタジエンの同表の右欄に掲げる測定方法中「試料を」の次に「液体窒素で冷却及び濃縮し、」を加える。

(ウ) 変更内容の届出様式への明記

第 5 号様式については、完了した工事の内容の記載欄を設けることとし、第 13 号様式及び第 13 号様式の 2 における施設撤去のチェック欄について、「廃止」に統一し、「除却」欄を削除する改正を行う。

(2) 指針

ア 化学物質の安全性影響度の評価方法の変更

条例第 40 条の 3 に基づき定める化学物質の安全性影響度の評価に関する指針における、評価に用いる「毒性ランク」について、「毒性評価表」を廃止し、事業者自身が知見を収集し物質ごとにランク付けを行い、そのランクに従って評価する方法に変更するよう改正を行う。

イ 化学物質管理計画書に記載する事項の明示

条例改正により、条例第 42 条の 4 に基づいて、管理計画書の作成、提出を義務付けたことに伴い、条例第 40 条に基づき定める化学物質の適正な管理に関する指針に、管理計画書に記載すべき事項（取扱う第一種指定化学物質に関する把握状況、取扱う施設の平面図、管理の方法に関する事項、緊急事態に対処するための計画）を明示する改正を行う。

ウ 土壌の汚染の状態に係る調査方法の変更

条例第 58 条の 6 に基づき定める特定有害物質又はダイオキシン類による土壌の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壌による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針（以下「土壌汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針」という。）について、次のとおり改正を行う。

(7) 起点の設定方法

特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地における土地の形質変更に伴う土壌の汚染の状況に係る調査の起点について、土壌汚染対策法における調査と同様に、次の地点も起点として設定できるよう改正を行う。

- ・ 調査対象地が複数ある場合は、全ての調査対象地に共通する一の最北端（当該地点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にある地点）
- ・ 過去に実施した土壌の汚染の状況に係る調査（条例第 59 条第 3 項（第 63 条の 2 において準用する場合を含む。）及び条例第 60 条第 2 項（第 63 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定による調査）及び土壌汚染対策法の土壌汚染状況調査で使用した起点

(4) 試料採取等対象区画の対象としないことができる単位区画

特定有害物質使用地の形質の変更に伴い、条例第 60 条第 2 項に基づき実施する調査において、土地の形質の変更に係る部分の深さよりも深い位置にのみ汚染のおそれが生じた場所の位置がある単位区画については、土地の形質の変更に伴う汚染の拡散のリスクが低いことから、土壌汚染対策法における調査と同様に、試料採取等の対象としないこ

とができるよう改正を行う。

(ウ) 第一種特定有害物質の深度方向調査における分解生成物等の扱い

土壌汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針の第一種特定有害物質に係る深度方向調査について、現状、土壌ガス調査等で検出された物質のみを対象としているため、土壌汚染対策法における調査と同様に、分解生成物等も対象物質に加えるよう改正を行う。

3 施行期日

2 (1) ウ(ア)、(イ) 改正規則の公布と同日

その他 令和7年4月1日